

但馬地域都市計画区域マスタープラン

豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(素案)

令和 年 月

兵 庫 県

目 次

第1	基本的事項	1
1	役割	1
2	対象区域	1
3	目標年次	2
4	地域の概況	2
	(1) 地勢	2
	(2) 土地利用	3
	(3) 人口・世帯数	4
	(4) 交通	4
第2	但馬地域の都市計画の目標等	6
1	都市計画の目標	6
	(1) 地域の魅力・強み	6
	(2) 地域の課題	6
	(3) 目指すべき都市構造	7
	(4) 都市づくりの重点テーマ	10
2	区域区分の決定の有無	12
3	都市づくりに関する方針	12
	(1) 土地利用に関する方針	12
	(2) 都市施設に関する方針	12
	(3) 市街地整備に関する方針	14
	(4) 防災に関する方針	14
	(5) 環境共生に関する方針	16
	(6) 景観形成に関する方針	17
	(7) 地域の活性化に関する方針	18
4	主要な都市施設の整備目標	20
	(1) 交通施設	20
	(2) 河川	21
参考)	現況図表	22
参考)	広域都市構造図	28
	用語解説	29

第1 基本的事項

1 役割

但馬地域都市計画区域マスタープランは、県の都市計画における方向性を示した「ひょうご都市計画基本方針¹」に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものである。

また、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「市町マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第82条に基づく「立地適正化計画」は、これに即して定められる。

2 対象区域

対象区域は、豊岡市、新温泉町、香美町、養父市及び朝来市の3市2町で構成される但馬地域に含まれる豊岡都市計画区域、浜坂都市計画区域、香住都市計画区域、八鹿都市計画区域及び和田山都市計画区域とする。

なお、本地域においては、都市計画区域外との関係にも配慮しつつ、広域的な地域の将来像及び都市計画の方向性を示す。

図1 対象区域

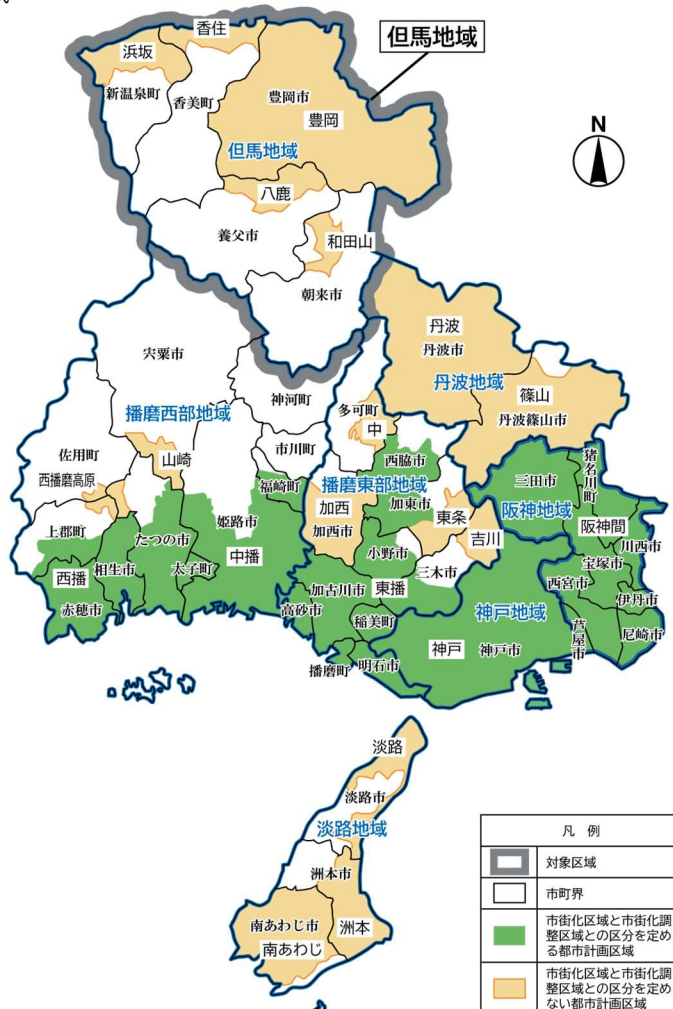


表 1 但馬地域内の都市計画区域

都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口（人）
豊岡都市計画区域	豊岡市	行政区域の全域	71,652
浜坂都市計画区域	新温泉町	行政区域の一部	8,342
香住都市計画区域	香美町	行政区域の一部	8,664
八鹿都市計画区域	養父市	行政区域の一部	9,388
和田山都市計画区域	朝来市	行政区域の一部	7,421
合計			105,467

資料：令和 2 年国勢調査（就業状態等基本集計）

3 目標年次

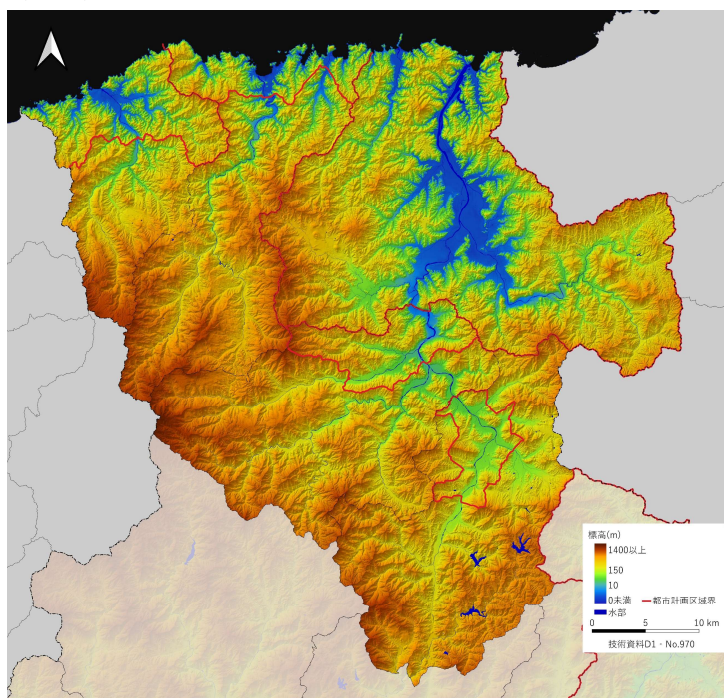
県政の基本指針「ひょうごビジョン2050」の展望年次である令和32年（2050年）の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和12年（2030年）とする。

4 地域の概況

（1）地勢

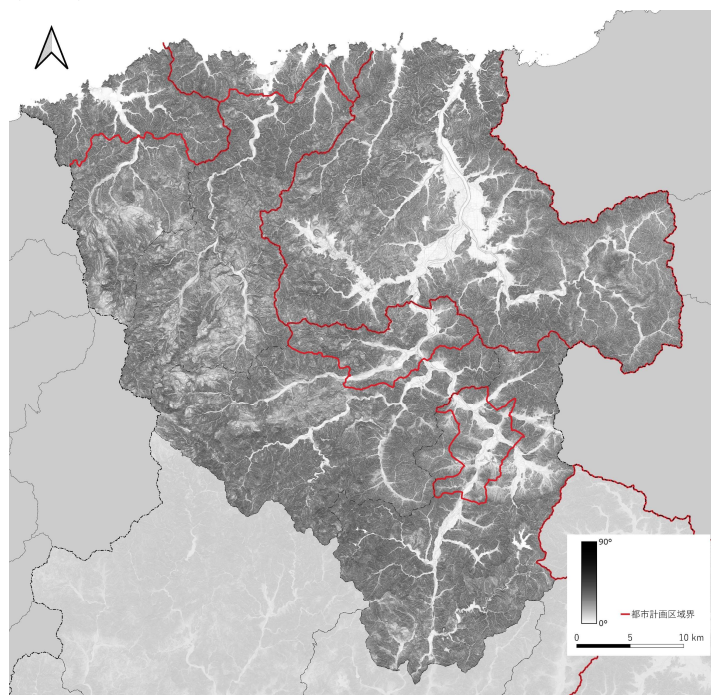
- ・県北部に位置し、東は京都府、西は鳥取県、南は播磨・丹波地域、北は日本海に面する約2,133km²の地域である。（可住地面積²：約368km²、17%）
- ・県内最高峰の氷ノ山をはじめとして1,000m級の山々が連なる全体的に山地が多い地域であり、円山川、竹野川、矢田川、岸田川等が日本海に注いでいる。円山川下流の豊岡盆地にはまとまった平地が広がるが、その他の平地は、河川下流の海岸部や河川中流の谷底平野など限られている。
- ・火山帯地域であり、各地で温泉が湧出し、城崎、湯村など全国的に有名な温泉地が形成されている。また、火山活動と隆起・沈降のため独特の地形を構成する海岸は、ユネスコ世界ジオパークに認定されている。
- ・気候は、日本海型気候で、夏季はフェーン現象により高温になることもあり、冬季は北西の季節風の影響で降雪が多い。

図2 地形（標高）



出典：国土地理院「デジタル標高地形図」

図3 地形（起伏）



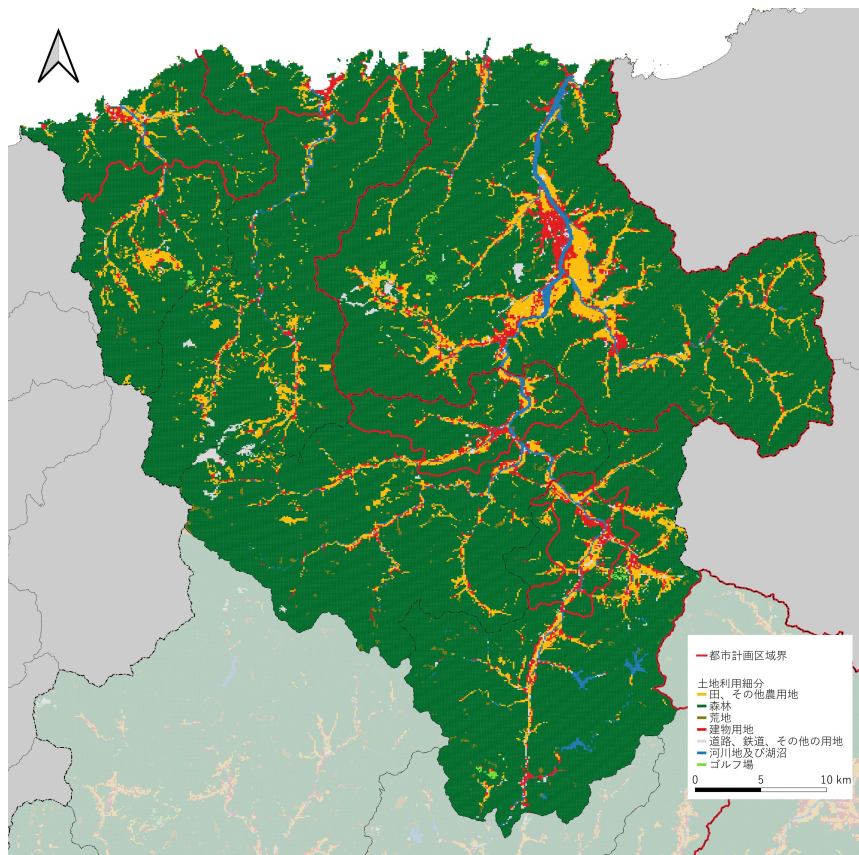
出典：国土地理院「傾斜量図」

（2）土地利用

- ・豊岡盆地には円山川左岸に豊岡の市街地が形成され但馬地域の拠点となっているほか、右岸には「六方田んぼ」など農業地帯が広がっており、市街地や集落と農地は各々まとまりが保たれている。
- ・円山川水系沿いの平地に城崎、出石、八鹿、和田山等の市街地が形成されている。
- ・日本海に面した河口付近の平地に香住や浜坂等の市街地が形成されている。

- ・広大な中山間地域では限られた平地に農地が分布し、街道沿いや山裾に集落が点在している。

図4 土地利用の状況



出典：国土数値情報「土地利用細分メッシュ（令和3年度）」

（3）人口・世帯数

- ・人口は約15.8万人（県全体の約3%）、世帯数は約6.1万世帯（県全体の約3%）となっている。（令和2年）

（4）交通

（鉄道）

- ・JR山陰本線が京都府から和田山、豊岡を經由して鳥取県に通じ、山陰地方の主軸となっている。また、JR播但線が姫路・和田山間を結び、和田山で山陰本線と接続している。
- ・京都丹後鉄道が豊岡から京都府の宮津方面に連絡している。

（基幹道路）

- ・北近畿豊岡自動車道が丹波地域から豊岡出石インターチェンジまで開通し、山陰近畿自動車道との接続に向けて整備が進められている。
- ・姫路から連絡する播但連絡道路が和田山インターチェンジで北近畿豊岡自動車道に接続している。
- ・山陰近畿自動車道のうち県内区間は香住道路、余部道路、浜坂道路が供用中であり、その他区間の事業推進が図られている。

- ・国道9号は京都から山陰方面を結ぶ大動脈であり、さらに国道178号が東西を、国道312号が南北を連絡している。

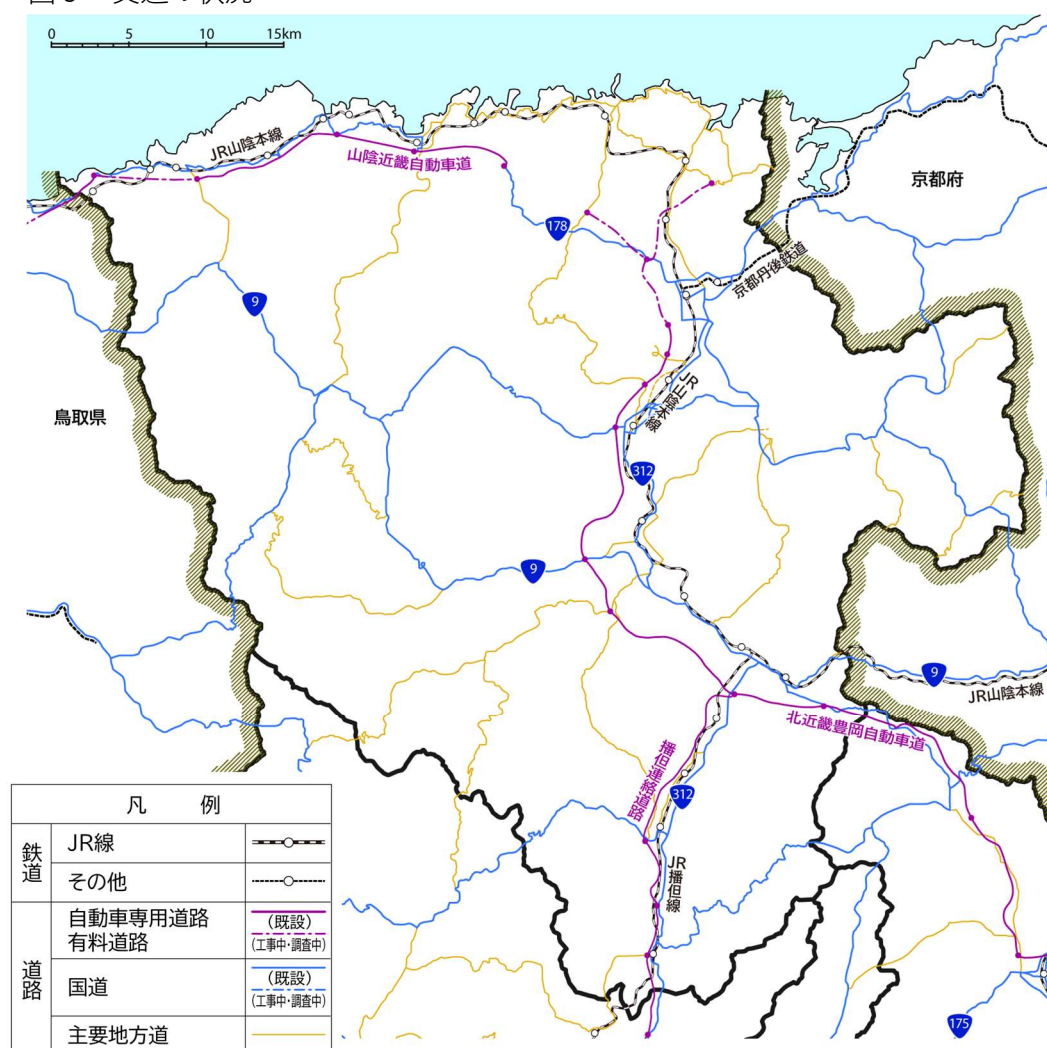
(バス)

- ・高速バスが城崎温泉・豊岡や浜坂・湯村温泉と大阪・神戸等を連絡している。
- ・全但バスが豊岡駅、八鹿駅等を拠点に路線バスを運行している。また市町のコミュニティバスが、これに接続する形で地域内の移動を担っている。

(空路)

- ・コウノトリ但馬空港から大阪国際空港（伊丹空港）に約35分で結ばれている。

図5 交通の状況



第2 但馬地域の都市計画の目標等

1 都市計画の目標

(1) 地域の魅力・強み

ア コウノトリが舞う豊かな自然環境

- ・コウノトリの野生復帰の取組や氷ノ山周辺のブナ林等の自然植生、温泉の湧出地等に象徴される県内有数の豊かな自然環境を有している。
- ・「山陰海岸ジオパーク」では、玄武洞等の日本海形成から現在に至る多様な地質や地形が存在している。



コウノトリと田園風景(豊岡市)

イ 歴史的まちなみと文化遺産

- ・竹田城跡等の史跡、日本遺産に認定された生野、^{みこばた}神子畑、明延をはじめとする鉱山施設等の近代化産業遺産、出石や大屋町大杉の重要伝統的建造物群保存地区、城崎や湯村等の温泉地など、文化財や歴史的まちなみ等が多数存在している。



竹田城跡(朝来市)

ウ 全国ブランドの特産品と地場産業

- ・「コウノトリ育むお米」や岩津ねぎ、但馬牛、「朝倉さんしょ」等の全国ブランドの特産品が生産されている。
- ・日本海に数多くの漁港を有しており、松葉ガニやホタルイカ漁が盛んである。
- ・豊岡かばん、但馬ちりめんなど、伝統的なものづくりが営まれている。



鰹漁港(香美町)

エ 但馬芸術の郷づくり

- ・令和3年に開学した芸術文化観光専門職大学や城崎国際アートセンターにおける芸術文化活動等、芸術の魅力を但馬全域に広げる「但馬まるごと芸術の郷」プロジェクトの取組等により、他の地域にない「芸術」の魅力が生まれている。



芸術文化観光専門職大学
(豊岡市)

(2) 地域の課題

ア 土地利用に関する課題

(都市機能の配置)

- ・各市町の中心部等に商業等の都市機能が集積する地区が点在しているが、幹線道路沿道にも拡散が見られ、集積度は低い。今後、人口減少や高齢化が進む中で、自家用車による移動に制約の生じる高齢者等の生活利便性が低下するおそれや、利用者数の減少により都市機能の維持が困難になっていく懸念があ

るため、各地区の特性を考慮して、既成市街地等への都市機能の計画的な誘導が求められる。

(地域資源の保全と活用)

- ・但馬地域の豊かな自然環境を維持保全するため、地域に応じ適切な土地利用の誘導が必要である。
- ・城崎、出石、竹田等の歴史的なまちなみが残る市街地では、景観等に配慮しつつ、防災性の向上や交通環境の改善等による良好な市街地形成が求められる。

イ 人口減少・高齢化に対応した地域活力の維持

- ・増加する空き家・空き地、耕作放棄地の管理や、買物など日常生活の利便性の確保などへの対応が求められている。
- ・特に、山間部や海岸部に点在する集落においては人口減少・高齢化が著しく、担い手不足等によりコミュニティの維持や集落の存続そのものが懸念される状況であり、生活環境の維持が課題となっている。

ウ 自然災害のリスク

- ・平成16年台風第23号による円山川水系の氾濫等、過去にも台風や集中豪雨による甚大な被害が生じている。
- ・土砂災害警戒区域の指定箇所が特に多く、気候変動の影響や森林の手入れ不足等により、土砂災害の激甚化・頻発化のおそれがある。
- ・水害や土砂災害、津波等のリスクに対するインフラ整備を計画的に推進するとともに、地区防災の取組や災害時要支援者対応などきめ細かな対応の促進が求められる。
- ・住宅の耐震化率が他の地域に比べて低い水準にあり、地震の発生により大きな被害が予想される。

(3) 目指すべき都市構造

ア 現在の都市構造

全体的に山地が多いため、限られた平地のうち河川や街道沿い等に市街地が島状に分布し、広大な地域に農林漁業集落が点在している。

広域的な都市機能が集積する地区はなく、各市町の中心部等に都市機能が集積する地区が点在しているが、その集積度は低い。

また、丹波及び播磨西部地域から和田山、豊岡、香住を経て鳥取に至る鉄道及び幹線道路が主要な市街地を結ぶほか、国道や県道による地域内外の交通ネットワークを形成している。

イ 将来の都市構造

市町ごとの拠点（地域拠点³、生活拠点⁴）において、日常生活に必要な都市機能の維持・充実を図るとともに、交通ネットワークによる拠点間の連携強化を通じた都市機能の相互補完により、広域で都市機能の確保を図ることで、「ひょうご都市計画基本方針」に示す地域連携型都市構造⁵の実現を目指す。

また、芸術文化観光専門職大学の開学や「但馬まると芸術の郷」プロジェクトの取組を通じた芸術の魅力発信等による交流人口の増加や地域の活性化に向け、広域交通ネットワークの強化により、滞在型観光等の広域的な交流の促進を図る。

区分	要素※	方針
拠点	地域拠点	・鉄道駅、官公庁周辺等において都市機能の相互補完等も勘案し、広域で都市機能の確保を図る。 ・但馬地域の核となる豊岡駅周辺において、但馬地域全体の暮らしに必要な都市機能の集積・維持を図る。
	生活拠点	・日常的に利用する商業、医療・福祉等の生活サービス機能の確保を図る。
	産業拠点 ⁶	・山東工業団地のほか、インターチェンジ周辺など産業立地に適した地区において、計画的な産業集積を図る。
交通ネットワーク	広域連携軸 ⁷	・北近畿豊岡自動車道の整備により、本地域と丹波地域を連携し、さらには京阪神都市圏との連携強化を図る。 ・山陰近畿自動車道の整備により、鳥取県東部や京都府北部の各地方生活圏を含む広域的な交通ネットワークを形成する。 ・高規格道路の整備等によりアクセス性が向上したコウノトリ但馬空港を活用し、広域的な交流の促進を図る。 ・JR山陰本線・播但線及び京都丹後鉄道の活用・維持を図る。
	地域内連携軸 ⁸	・鉄道、国道、県道等からなる地域内連携軸を形成し、広域連携軸へのアクセスや地域拠点、生活拠点相互の連携を強化する。
エリア	市街地	・豊かな自然や歴史・文化等を生かした市街地の形成を図るとともに、国内外からの来訪者との多様な交流の拡大を図る。 ・人々の居住や都市的な活動の場として、用途地域や地区計画等の活用により良好な市街地環境の形成を図るとともに、城崎、出石、竹田等の歴史的なまちなみの保全と活用に取り組む。
	市街地以外	・集落の機能維持や、広域的に集落の機能を支え合う住民主体の地域運営体制の構築、地域活性化活動を促進するとともに、コミュニティバス等により地域拠点や生活拠点との連携を支え、活力を維持する。 ・緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「緑条例」という。）により開発行為を適正に誘導し、自然と調和した地域環境の形成を図る。 ・氷ノ山後山那岐山国定公園等の山々、円山川等の河川、山陰海岸国立公園の海岸線等からなる広域的な水と緑のネットワークを維持・保全する。

※生活拠点、産業拠点（市町域で完結するもの）及び地域内連携軸については、市町マスタープランにおいて必要に応じて位置付けるものとする。

図6 都市構造



(4) 都市づくりの重点テーマ

ア 自然環境の保全と生態系ネットワークの形成

- ・森林法（昭和26年法律第249号）や自然公園法（昭和32年法律第161号）、緑条例等に基づく重層的な土地利用規制等により、森林や農地、海岸線等、但馬の美しい自然環境を保全する。
- ・休耕田を利用して水田ビオトープを整備するなど湿地の再生により、コウノトリをはじめとする生態系ネットワークの形成を図る。
- ・里山の整備による緩衝帯（バッファゾーン）の形成や土地の適正な管理を通じて、人と野生動物との棲み分けを図る。



居組漁港と日本海(新温泉町)



加陽大規模湿地(豊岡市)

イ 地域資源を生かしたまちづくり

- ・山陰海岸ジオパーク等の自然遺産や竹田や出石等の歴史的なまちなみ、城崎や湯村等の温泉地、生野鉱山等の近代化産業遺産、北但大震災復興建築群等の景観遺産などの地域資源の保全と活用による地域活性化を促進する。
- ・公共施設の統廃合により生じた空き施設等の再生・活用等により、企業誘致や交流の場の創出等を推進する。
- ・道路網の整備や鉄道の維持・活用等により一次交通の充実を図るとともに、ラストワンマイル⁹を担うグリーンスローモビリティ¹⁰やシェアサイクル等の二次交通の整備を推進する。



城崎温泉街(豊岡市)



廃校舎をアーティストの制作の場等に活用
(養父市)

ウ 水害・土砂災害に強い地域づくり

- ・円山川、矢田川等において河川改修等の事前防災対策を推進するとともに、休耕田を活用した遊水池の整備、農地やため池等における雨水貯留浸透機能の確保等、総合的な治水対策を推進する。
- ・山麓部における土砂流出等による被害を防止するため、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域の指定等により建築物の構造規制等を行うとともに、市街化を抑制する。



河道水位の低減を図るため、豊岡市街地直上流の河川敷を遊水池として整備。あわせて湿地環境の再生も実施。

中郷遊水池(円山川水系流域治水プロジェクト)

エ 集落の地域コミュニティ維持

- ・生活拠点や地域拠点と集落を結ぶ交通について、移動の実態やニーズ等を踏まえつつ、特性に応じた交通体系の構築や公共交通等の充実を図る。
- ・集落の地域コミュニティを支える拠点において、生活サービス機能の集約・確保を図るとともに、遠隔医療、ドローン宅配などデジタル技術も活用することで、生活の質の維持・向上を図る。
- ・空き家や農地等を活用した都市住民との交流、二地域居住や移住定住等の促進を図る。



日本海に面する集落(香美町)



地域主体公共交通(豊岡市)

2 区域区分の決定の有無

豊岡都市計画区域、浜坂都市計画区域、香住都市計画区域、八鹿都市計画区域及び和田山都市計画区域においては、過度な人口流入等はなく、今後とも急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないことから、引き続き区域区分は定めない。

3 都市づくりに関する方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 地域の特性に応じた土地利用コントロール

県内有数の豊かな自然環境を維持し、優れた歴史、文化、風土、産業等を生かしたまちづくりを推進するため、緑条例に基づく開発行為の誘導に加え、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農地法（昭和27年法律第229号）、森林法、自然公園法等に基づく規制誘導手法を活用した重層的な土地利用コントロールを行う。

特に、北近畿豊岡自動車道や山陰近畿自動車道のインターチェンジの周辺、国道9号や国道312号の沿道等の一定の開発需要がある地域においては、用途地域、特定用途制限地域、地区計画等の活用により、無秩序な市街地の拡大の抑制や生活環境の悪化の防止を図りつつ、地域活力の維持・向上に必要な機能の確保を図る。

イ 計画的な整備・改善による市街地の質の向上

豊岡や和田山等の緑条例に基づく「まちの区域」においては、人々の居住や都市的な活動の場として、用途地域や特定用途制限地域、地区計画等の活用により良好な市街地環境の形成を図る。特に、豊岡駅周辺においては、商業、医療、福祉、芸術文化などの都市機能を誘導する。

出石や城崎等の「歴史と賑わいの区域」及び竹田、生野、八鹿等の「歴史的景観区域」においては、歴史的な景観を保全しつつ防災性の向上を図る。

また、山東工業団地等の既存産業団地等において産業立地を促進する。

さらに、工場における環境性能の向上等を踏まえ、工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく国の準則で定められた緑地面積率等を市町条例で緩和するなど、行政の積極的な対応により地域産業の振興を促進する。

(2) 都市施設に関する方針

目指すべき都市構造の実現に向け、「但馬地域ひょうごインフラ整備プログラム」に基づき都市基盤施設の整備を計画的に推進するとともに、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」に基づく計画的・効率的な老朽化対策を推進することで、都市基盤施設の安全性を確保する。

また、長期未着手となっている都市計画施設については、必要性や実現性等を勘案し、廃止を含めた適切な見直しを行うほか、学校、公民館、病院等の施設については、将来に必要な施設サービスの質と量を踏まえた上で、需要が高いと見込まれる地区での立地を基本とする。

ア 交通施設

都市機能を相互に補完する地域拠点間の連携強化、広域的な観光交流の促進と日常生活圏における利便性の確保を図るため、周辺の自然条件や社会的条件を踏まえつつ、広域連携軸や地域内連携軸に位置付けた道路の整備及び公共交通の利用促進を図る。

道路については、基幹道路ネットワークの形成により山陰・北陸・京阪神方面との連携を強化し広域的な交流を促進するため、北近畿豊岡自動車道及び山陰近畿自動車道について整備を推進するとともに、未事業化区間の早期事業化を目指す。

公共交通については、鉄道と路線バス等との接続改善、グリーンスローモビリティやレンタサイクル等の二次交通の充実等により多様な利用を創出するとともに、JR山陰本線、JR播但線、高速バス等の利用を促進し、路線の維持を図る。

さらに、集落等から生活拠点や地域拠点へアクセスする路線バスの維持を図るとともに、コミュニティバスの運営やデマンド交通¹¹の運行支援など、地域の状況に応じた移動手段の確保を図る。あわせて、持続可能な交通体系の構築を目指し、定時定路線の交通における自動運転車の導入等を検討する。

そのほか、コウノトリ但馬空港については、豊岡出石インターチェンジ及び県道但馬空港線・豊岡出石インター線の供用開始によるアクセス性の向上を生かし、空港を起点としたバス路線の再編等の取組を通じて一層の利用促進を図りつつ、観光振興等の取組とも連携し、国内外の来訪者との交流の拡大を図るとともに、羽田直行便の実現や多様な路線展開に向けた取組を推進する。

イ 公園・緑地

生物多様性の保全・再生の視点も踏まえ、氷ノ山や鉢伏高原等の中国山地の山々や高原、円山川下流域周辺の水田等の豊かな自然を保全し、自然が有する多様な機能を備えたグリーンインフラ¹²を形成する。

コウノトリの野生復帰を進めているコウノトリの郷公園、円山川公苑、但馬牧場公園、但馬ドーム等は、適正に維持管理するとともに、利用を促進する。

また、既存の公園・緑地を生かしつつ、河川や史跡と一体となった身近な緑を保全するとともに、住民団体等が実施する植樹や芝生化等の緑化活動に対して支援を行う「県民まちなみ緑化事業」を活用し、まちなかの緑の保全・創出を図る。

ウ 河川・下水道

「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針に基づき、治水・利水、生態系、水文化・景観、親水に配慮した河川整備を推進するとともに、河川敷や川の水面を利用した「かわまちづくり」の取組を通じて、河川とまちをつなぐにぎわいのある水辺空間の形成を図る。

また、洪水等による浸水被害に対して住民の安全を確保するため、河川整備を

計画的に推進するとともに、人と自然が共生する河川環境の保全と創出を図る。

特に、ラムサール条約湿地として登録され、コウノトリの野生復帰を進めている円山川やオオサンショウウオの生息環境の確保に取り組んでいる出石川等については、湿地の再生や生物の移動を阻害している落差の改善等、生物多様性を確保する河川環境の再生に向けた整備を推進する。

さらに、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、生活排水処理計画に基づく公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む。）、集落排水処理施設、コミュニティプラント等の更新・整備及び適正な維持管理を図るとともに、合併処理浄化槽の設置及び適正な維持管理を促進する。

あわせて、市街地における雨水対策を推進する。

エ その他の都市施設

廃棄物処理施設は、住民の生活や事業活動に不可欠な施設であることから、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を図るとともに、廃棄物の発生抑制や再生利用の促進など持続可能な循環型社会の構築に取り組む。

（３）市街地整備に関する方針

既成市街地では、都市機能の充実を図るとともに、古民家や町家の空き家等を活用した観光交流、二地域居住や移住を促進する。また、北近畿豊岡自動車道や山陰近畿自動車道のインターチェンジ周辺の地域等は、観光交流拠点・地域振興拠点として活用するとともに、周辺環境と調和した土地利用を図る。

歴史的なまちなみが残る出石や城崎等においては、歴史的資源としての価値に配慮しつつ、地区の特性に応じた防災対策を推進し、災害に強い市街地の整備を図る。

また、旧公立朝来和田山医療センターや旧公立朝来^{やなせ}梁瀬医療センターの跡地については、地域の活性化に資する利活用を検討する。

そのほか、高齢者、障害者等を含む全ての人が社会活動へ参画できる環境を整備するため、道路や施設等のバリアフリー化を促進する。

（４）防災に関する方針

「兵庫県地域防災計画」に基づき、災害時における都市機能の強靱化を図るため、均衡のとれた都市施設の配置とそれらのネットワーク化、大規模な地震の発生に備えた都市の耐震化・不燃化や津波対策の強化、水害・土砂災害等に強い地域づくりを推進する。

特に、養父断層帯地震に備え、周辺地域との相互連携やより広域での応援協定等により復旧・復興力（レジリエンス）を高めておくなど、災害に強い都市づくりを進めるとともに、日本海における大規模地震等による津波被害や台風等による高潮被害が想定される臨海部における対策を強化する。

また、「防災・減災」の取組に並行して、実際に被災した場合に、早期かつ的確に復興まちづくりに取り組めるよう「復興事前準備」の取組を進める。

ア 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の救援・救護、復旧活動等を円滑に行うため、広域防災拠点である但馬広域防災拠点（但馬空港内）、但馬ドーム、朝来市和田山中央文化公園を核として、地域防災拠点等との連携を図る。

さらに、災害応急活動に必要な物資の搬送等のための緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化、無電柱化等を進めるとともに、緊急自動車等の通行を確保する緊急交通路を設定するなど緊急輸送体制の確保を図る。

また、道路の凍雪害対策により冬季の交通ネットワークの確保を図るとともに、道路、公園、緑地その他のオープンスペースを計画的に配置・整備し、これらのネットワーク化を図ることで防災機能を高める。

イ 都市の耐震化・不燃化等

地域の特性を勘案しつつ、建築物の耐震化・不燃化及び延焼防止に資する緑地の整備等を推進する。

特に、防災上重要な公共建築物、緊急輸送道路沿道の建築物、多数の者が利用する宿泊施設、災害時要援護者利用施設（老人ホーム等）などの耐震化・不燃化を図るとともに、密集市街地における建物の不燃化や延焼防止対策を一層推進する。住宅については、耐震化率が他の地域に比べて低い水準にあることを踏まえ、耐震化を促進するための取組を進める。

また、上下水道等のライフラインの耐震化を推進するほか、ハザードマップ等により浸水のおそれがあるとされている区域においては、地区計画等を活用し、建築物の高床化、敷地のかさ上げ、電気設備等の高所への設置など建築物の浸水対策を促進する。

ウ 水害・土砂災害等に強い地域づくり

（ア）総合的な治水対策

平成30年7月豪雨や令和5年台風7号等、風水害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、河川の事前防災対策として河川改修や既存ダムの有効活用等を重点的に推進する。

また、流域治水関連法¹³や総合治水条例に基づき、円山川や矢田川、岸田川等の流域において、河川や下水道の整備による浸水対策に加え、ため池、水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保、休耕田を活用した遊水地の整備等による流域対策、ハザードマップの公表、雨量や水位等の防災情報の発信、避難体制の整備等による減災対策を推進するとともに、河川整備の状況、災害発生のおそれの有無、水源涵養の必要性等を考慮した土地利用を図るなど、総合的な治水対策を推進する。

（イ）津波・高潮対策の推進

「日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラム」に基づき日本海沿

岸地域における地震・津波に備えるため、「日本海津波防災インフラ整備計画」に基づき、計画的かつ重点的な護岸補強等のハード対策に加え、津波避難対策等のソフト対策を推進する。

さらに、平成30年台風第21号等を踏まえ策定した「兵庫県高潮対策10箇年計画」に基づき、優先度の高い箇所から防潮堤整備等を推進する。

(ウ) 土砂災害等の防止

山麓部における崖崩れ、地すべり、土砂流出等による被害を防止するため、災害危険区域等の災害レッドゾーン¹⁴や土砂災害警戒区域の指定等により、警戒避難体制の整備、建築物の構造規制等を行うとともに、災害レッドゾーンについては立地適正化計画の居住誘導区域外とし、市街化を抑制する。また、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の適切な運用を図るとともに、太陽光発電施設等の設置に当たっては、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号。以下「太陽光条例」という。）に基づき、防災上の措置を適切に講じる。

そのほか、「山地防災・土砂災害対策計画」に基づき砂防堰堤や治山ダム等の重点的な整備を推進するとともに、緊急防災林の整備（簡易流木止め施設の設置や間伐木を利用した土留工の設置等）などにより「災害に強い森づくり」を推進する。

(5) 環境共生に関する方針

ア 脱炭素化の推進

(ア) 住宅・建築物の脱炭素化

既に都市機能が集積する地域拠点での新たな開発や大規模施設の更新・改修などの機会を捉え、先進技術の導入による建築物のエネルギー利用の効率化を推進する。

また、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）等のエネルギー効率の優れた建築物の普及、住宅・建築物の木質化や省エネ改修を促進する。

(イ) 交通の脱炭素化

公共交通の維持・利便性向上や自転車通行空間の整備、集落維持の取組と連携したグリーンスローモビリティの導入等により、過度な自家用車への依存から公共交通や自転車等への転換を促進するとともに、電気や水素等の新エネルギーを活用した交通手段の導入を推進する。

イ グリーンインフラの活用

(ア) 市街地を取り巻く緑の保全・創出

円山川や矢田川などの河川やため池、山陰海岸ジオパークを構成する但馬海岸など水辺空間の保全を図り、市街地周辺の森林や市街地内の公園・緑地、緑化空間などと有機的につなげることで、景観、環境、防災・減災、生物多様性など多面的な効用を有する水と緑のネットワークを形成・充実する。

また、緑地の質・量両面での確保に向けて、公園・緑地に加え、歴史・文化資源等と一体となった緑の保全、公共空間における緑化の推進など、多様な緑を保全・創出する。

あわせて、グリーンインフラとして広域から地域レベルに至る多様な自然環境のネットワークを形成し、自然の力を生かした安全・安心・快適なまちづくりを推進する。

(イ) 農地の保全・活用

地域の大半を占める自然・田園環境について、農地や自然環境を保全する制度とともに、緑条例に基づく土地利用計画を基に、必要に応じて特定用途制限地域等を活用するなど無秩序な市街化を抑制し、「農」¹⁵との健全な調和を前提とした計画的な土地利用を図る。

あわせて、「農」とのふれあい空間を確保するため、市民農園や農家レストラン、農産物直売所の開設等を促進する。

(ウ) 森林の保全、森林資源の活用

中国山地や氷ノ山山系などの森林は、国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性、癒しや休養、木材等の林産物供給などの多面的機能を有している。こうした豊かな自然環境を保全するため、各法令に基づく重層的な土地利用規制等により森林の保全を図る。また、林業振興のほか、集落近くでの野生動物共生林整備や、多様な担い手による森づくり活動の推進により、人と野生動物との棲み分けを図るとともに、里山の整備・活用を推進する。

あわせて、森林保全に貢献する都市づくりとして、木質バイオマスエネルギーの導入や住宅・建築物における県産木材の利用促進等、都市における森林資源の活用を推進する。

(6) 景観形成に関する方針

魅力ある景観を守り、創り、育み、未来に伝えるため、「ふるさと兵庫景観づくり基本方針」に基づき、住民、事業者、行政がそれぞれの役割のもとで連携した景観形成の取組を進める。

氷ノ山や鉢伏高原に代表される山々や高原、リアス式の山陰海岸、コウノトリが生息する円山川流域等の雄大な自然景観の保全を図るとともに、景観法（平成16年法律第110号）や景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「景観条例」という。）等の活用により、人と自然が共生した美しい田園景観の保全・形成を図る。さらに、地区の特性に応じ、重要伝統的建造物群保存地区や重要

文化的景観等の文化財施策、建築基準法の特例制度等を活用し、出石や竹田等の城下町、大屋町大杉の養蚕集落、城崎等の温泉街、生野等の鉱山町等の歴史的まちなみの保全・活用を図る。

山陰海岸ジオパークとして変化に富んだ美しい海岸風景を形成している「但馬海岸地域」、ラムサール条約登録湿地を含む「円山川下流域地域」においては、景観条例に基づく広域景観形成地域として、貴重な自然環境と調和した広域的景観の形成を図る。また、「国道312号沿道地域」や「国道9号沿道地域」においても、広域景観形成地域として、美しい田園や背後の山並みと調和した魅力あふれる沿道景観の形成を図る。

その他の地域においても、景観法や景観条例による建築物の形態や意匠の制限、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）や屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）による屋外広告物の規制、緑条例による緑地の保全・創出等により但馬地域にふさわしい景観を誘導する。その際、主要な駅やインターチェンジ周辺等においては、地域の玄関口としての景観形成に配慮する。

あわせて、地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建築物等や地域資源については、景観形成重要建造物等の指定や景観遺産の登録により、景観資源として保全・活用を図る。

さらに、道路等からの眺望に配慮した緑化や無電柱化の推進、太陽光条例の適切な運用等により、周辺環境と調和した但馬地域らしい景観を創出する。

（7）地域の活性化に関する方針

円山川下流域・周辺水田、山陰海岸ジオパーク等の自然遺産や天空の城・竹田城等の史跡、生野鉱山、明延鉱山、余部鉄橋等の近代化産業遺産等の多彩なツーリズム資源の活用や、日本遺産の構成文化財である神子畑選鉱場跡（朝来市）等の地域資源を生かしたまちづくりを促進する。

特に、コウノトリの郷として知られる但馬地域には、古くからの小規模な集落が豊かな自然と共に点在しているため、養父市の中山間農業改革特区における農業改革の取組、都市住民がゆとりとやすらぎを感じながら「農」を体験できるグリーン・ツーリズムや環境学習等のエコツーリズムなど豊かな自然や農林水産資源を生かしたツーリズムの更なる振興を促進するとともに、自然遺産、史跡、近代文化遺産等を生かしたサイクルツーリズムを促進する。

あわせて、芸術文化観光専門職大学や城崎国際アートセンター、江原河畔劇場における芸術文化活動、豊岡演劇祭の開催など、芸術の魅力を但馬全域に広げる「但馬まるごと芸術の郷」プロジェクトの取組等により、国際的な観光交流を促進する。観光地においては、多言語対応の案内表示やWi-Fiアクセス環境の整備等のインバウンド（訪日旅行）受入れ基盤の整備を促進する。

また、古民家や町家などの空き家については、空家等活用促進特別区域の指定等により、地域コミュニティや民間事業者等が主体となった利活用やリノベーション等を進める。

加えて、廃校となった校舎等の公共施設の再生・活用、情報通信基盤の確保等に

より、都市住民との交流、二地域居住や移住定住、テレワークやワーケーション等の新たな働き方に対応したオフィスの提供や企業誘致を促進する。

さらに、集落の地域コミュニティを支える拠点において、生活サービス機能の集約・維持を図るとともに、遠隔医療、ドローン宅配などデジタル技術も徹底活用することで、生活の質の維持・向上を図る。

4 主要な都市施設の整備目標

目標年次までの期間に事業中又は計画の具体化を予定している主な都市施設は次のとおりである。

(1) 交通施設

ア 自動車専用道路

路線名	事業場所	概要
(国) 483号 北近畿豊岡自動車道〔豊岡道路(Ⅱ期)〕	豊岡市新堂～戸牧	新設 L=約5.1km
(国) 178号 山陰近畿自動車道〔城崎道路〕	豊岡市城崎町飯谷～新堂	新設 L=約7.4km
(国) 178号 山陰近畿自動車道〔浜坂道路Ⅱ期〕	新温泉町栃谷～居組	新設 L=約7.6km
(国) 178号 山陰近畿自動車道〔竹野道路〕	豊岡市新堂～竹野町林	新設 L=約4.9km
(国) 178号 山陰近畿自動車道	豊岡市・香美町 (佐津～竹野)	新設

イ 幹線街路

路線名	事業場所	概要
(国) 9号〔笠波峠除雪拡幅〕	香美町村岡区福岡～村岡区日影	バイパス等 L=約3.1km
(国) 429号〔神子畑〕	朝来市神子畑	現道拡幅 L=0.3km
(国) 482号〔大谷〕	豊岡市出石町大谷	現道拡幅 L=約0.3km
(国) 482号〔大谷バイパスⅡ〕	香美町小代区野間谷～小代区忠宮	バイパス L=約1.3km
(主) 日高竹野線〔轟〕	豊岡市竹野町轟～竹野町鬼神谷	現道拡幅 L=約0.3km
(主) 豊岡竹野線〔桃島バイパス〕	豊岡市城崎町桃島	バイパス L=約1.4km
(主) 養父宍粟線〔由良〕	養父市大屋町由良	バイパス L=約1.1km
(国) 482号〔長板〕	香美町村岡区長板	現道拡幅 L=約0.4km
(主) 豊岡竹野線〔飯谷拡幅〕	豊岡市城崎町飯谷～城崎町楽々浦	現道拡幅 L=約1.8km
(国) 482号〔鶴岡道路Ⅱ〕	豊岡市日高町鶴岡	バイパス L=約0.6km
(都) 浜坂駅港湾線〔駅前〕	新温泉町浜坂	現道拡幅 L=約0.4km

ウ 駅前広場

駅名	事業場所	概要
JR浜坂駅	新温泉町浜坂	A=約2,800㎡

(2) 河川

名称	箇所	概要
(二) 香住谷川	香美町	河川改修 L=約1.1km
(二) 矢田川	香美町	河川改修 L=約5.0km
(一) 円山川	養父市、朝来市	河川改修 L=約14.8km

参考) 現況図表

表2 市町別人口の推移と将来見通し

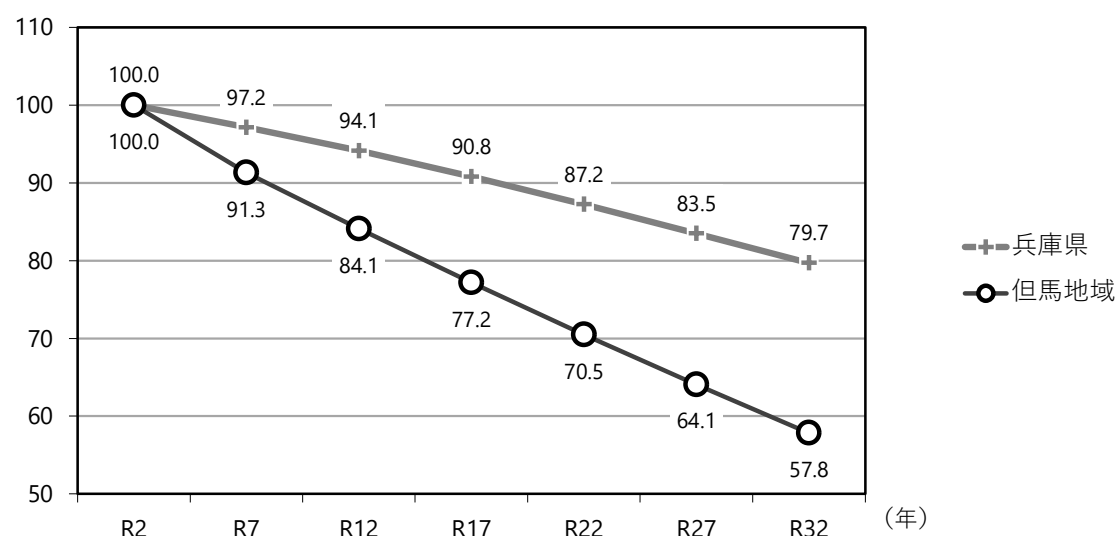
単位：万人

市町名等	平成 2 年	平成 12 年	平成 22 年	令和 2 年	令和 12 年	令和 22 年	令和 32 年
兵庫県	540.5	555.1	558.8	546.5	514.5	476.7	435.8
但馬地域	20.8	20.1	18.1	15.8	13.3	11.1	9.1
豊岡市	9.4	9.3	8.6	7.7	6.7	5.8	4.9
新温泉町	2.0	1.9	1.6	1.3	1.1	0.8	0.6
香美町	2.5	2.3	2.0	1.6	1.2	0.9	0.7
養父市	3.2	3.0	2.7	2.2	1.8	1.5	1.2
朝来市	3.7	3.6	3.3	2.9	2.5	2.1	1.7

資料：国勢調査（令和2年以前）、

国立社会保障・人口問題研究所推計（出生中位・死亡中位仮定）（令和12年以降）

図7 人口の将来見通し（令和2年を100とした将来見通し）



資料：国勢調査（令和2年以前）、

国立社会保障・人口問題研究所推計（出生中位・死亡中位仮定）（令和7年以降）

表3 市町別65歳以上人口比率の推移と将来見通し

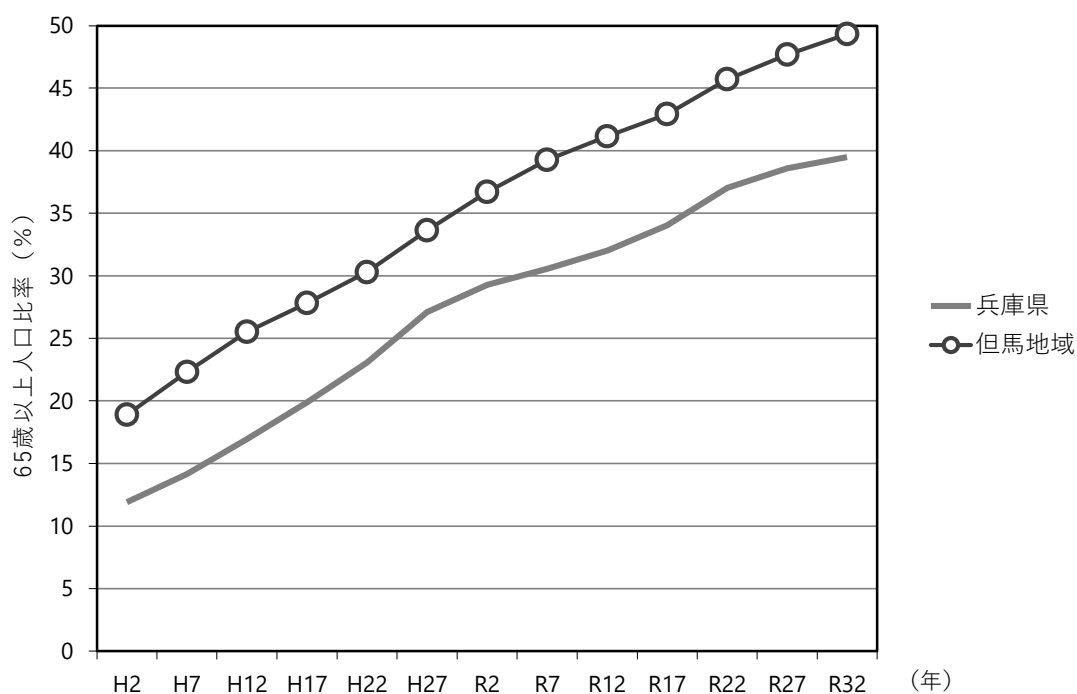
単位：％

市町名等	平成 2 年	平成 12 年	平成 22 年	令和 2 年	令和 12 年	令和 22 年	令和 32 年
兵庫県	11.9	16.9	23.1	29.3	32.0	37.0	39.5
但馬地域	18.9	25.5	30.3	36.7	41.1	45.7	49.3
豊岡市	17.5	23.4	28.2	34.4	38.1	42.7	46.1
新温泉町	19.5	27.1	33.2	41.1	48.3	53.4	59.3
香美町	19.2	26.9	33.1	40.7	48.1	54.2	59.0
養父市	21.6	29.2	33.1	39.6	44.6	48.4	51.8
朝来市	19.7	26.2	30.3	36.2	40.3	45.2	49.3

資料：国勢調査（令和2年以前）、

国立社会保障・人口問題研究所推計（出生中位・死亡中位仮定）（令和12年以降）

図8 65歳以上人口比率の推移と将来見通し



資料：国勢調査（令和2年以前）、

国立社会保障・人口問題研究所推計（出生中位・死亡中位仮定）（令和7年以降）

表4 市町別世帯数の推移と将来見通し

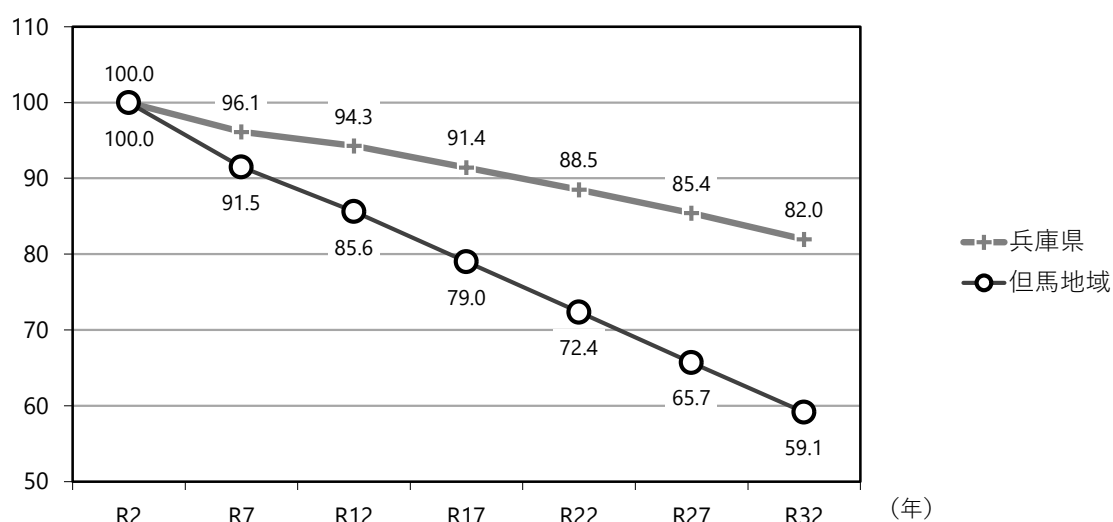
単位：万世帯

市町名等	平成 2 年	平成 12 年	平成 22 年	令和 2 年	令和 12 年	令和 22 年	令和 32 年
兵庫県	179.2	204.1	225.5	240.2	226.5	212.7	196.9
但馬地域	5.8	6.3	6.2	6.1	5.2	4.4	3.6
豊岡市	2.6	2.9	3.0	3.0	2.7	2.3	1.9
新温泉町	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3
香美町	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4	0.3
養父市	0.9	0.9	0.9	0.8	0.7	0.5	0.4
朝来市	1.1	1.2	1.2	1.1	1.0	0.9	0.7

資料：国勢調査（令和2年以前）、

「兵庫県の世帯数の将来推計（2015～65年）」（兵庫県）（令和12年以降）

図9 世帯数の将来見通し（令和2年を100とした将来見通し）



資料：国勢調査（令和2年以前）、

「兵庫県の世帯数の将来推計（2015～65年）」（兵庫県）（令和7年以降）

図10 但馬地域の人口分布の現況と将来予測

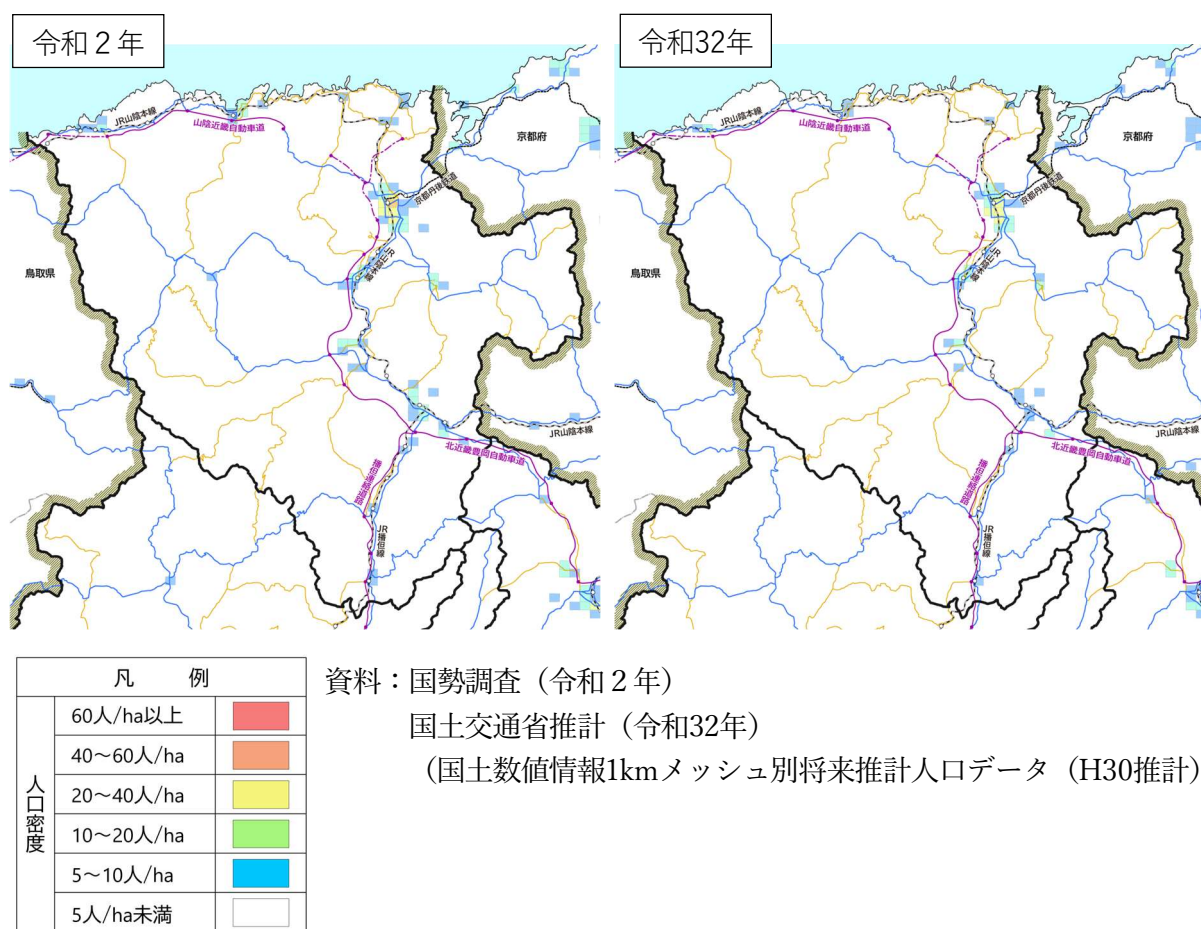


表5 就業人口の産業別構成比の推移

単位：％

市町名等	平成22年			平成27年			令和2年		
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
兵庫県	2.0	24.7	67.5	2.0	25.0	69.0	1.8	24.1	70.6
但馬地域	8.2	27.7	62.8	7.9	27.2	63.7	6.9	26.6	65.1
豊岡市	6.9	26.9	64.2	6.1	27.0	65.1	5.6	26.6	66.6
新温泉町	13.4	23.9	62.1	16.0	24.0	59.6	12.1	23.1	62.4
香美町	12.0	29.8	57.9	12.7	28.2	58.9	10.6	26.7	61.3
養父市	8.2	28.2	63.0	8.5	26.7	63.8	8.0	25.3	65.1
朝来市	6.8	30.4	62.2	5.8	29.1	64.4	5.5	28.9	64.6

資料：国勢調査

注：分類不能の産業があるため、合計は100にならない。

表6 農業産出額の推移

単位：億円

市町名等	平成 18 年	平成 27 年	令和 3 年
兵庫県	1,462	1,588	1,470
但馬地域	221	233	205
豊岡市	92	121	108
新温泉町	17	16	13
香美町	18	20	18
養父市	48	35	28
朝来市	46	42	38

資料：生産農業所得統計（平成18年）、農林業センサス結果等を活用した
市町村別農業産出額の推計結果（平成27年、令和3年）

表7 製造品出荷額の推移

単位：億円

市町名等	平成 22 年	平成 23 年	平成 27 年	令和 2 年
兵庫県	141,838	143,574	154,457	162,633
但馬地域	2,475	2,554	2,980	2,988
豊岡市	1,074	1,055	1,280	1,340
新温泉町	91	93	235	136
香美町	187	167	185	224
養父市	469	619	562	465
朝来市	653	620	718	824

資料：工業統計調査（平成22年）、経済センサス－活動調査（平成23年以降）

表8 商品販売額の推移

単位：億円

市町名等	平成 23 年	平成 27 年	令和 2 年
兵庫県	125,605	143,794	140,595
但馬地域	3,001	3,198	2,651
豊岡市	1,595	1,707	1,530
新温泉町	144	144	104
香美町	141	157	121
養父市	548	561	395
朝来市	573	630	501

資料：経済センサス－活動調査

表9 15歳以上の通勤・通学（流出移動）

単位：%

市町名	市内 移動率	移動先					
		第1位		第2位		第3位	
		市町等	移動率	市町等	移動率	市町等	移動率
豊岡市	89.7	養父市	3.2	朝来市	1.6	香美町	1.0
新温泉町	79.6	鳥取市	6.0	香美町	5.7	豊岡市	2.8
香美町	77.6	豊岡市	11.8	新温泉町	3.9	養父市	3.1
養父市	72.0	朝来市	11.9	豊岡市	10.1	福知山市	1.0
朝来市	75.6	養父市	8.8	豊岡市	4.3	福知山市	3.2

資料：令和2年国勢調査

表10 休日における自由目的（流出移動）

単位：％

市町名	市内 移動率	移動先					
		第1位		第2位		第3位	
		市町等	移動率	市町等	移動率	市町等	移動率
豊岡市	84.8	朝来市	2.5	京丹後市	2.4	福知山市	2.0
新温泉町	61.0	豊岡市	3.6	養父市	3.0	香美町	2.2
香美町	55.4	豊岡市	21.6	明石市	5.0	京丹後市	3.9
養父市	56.5	豊岡市	24.8	朝来市	10.6	丹波市	3.0
朝来市	72.2	養父市	6.5	福知山市	4.9	豊岡市	3.5

資料：第6回近畿圏パーソントリップ調査（令和3年度実施）

参考) 広域都市構造図



用語解説

¹ ひょうご都市計画基本方針

「ひょうごビジョン2050」及び「まちづくり基本方針」に即し、広域的な視点から県全体の都市づくりの考え方や方向性を示す方針であり、都市計画区域マスタープランの基本となる。令和7年〇月に策定。

² 可住地面積

地域の総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出した面積。

³ 地域拠点

市町内に加え近隣市町からの利用も見込まれる都市機能が集積している主要な鉄道駅や官公庁周辺等の市街地で、広域拠点（神戸市中心部及び姫路市中心部）や他の地域拠点と連携しつつ、都市的サービスを効果的・効率的に提供する拠点。

⁴ 生活拠点

日常生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積している地区で、地域拠点を補完する拠点。

⁵ 地域連携型都市構造

医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスをはじめ、教育、交流、工業生産、物流等の都市機能、さらに農地や森林における食料供給や水源涵養といった機能を大都市、地方都市、中山間地域等が互いに補い、連携することにより、各地域が活力を持って存立することを目指す、持続可能でコンパクトな都市構造。

⁶ 産業拠点

工場や物流倉庫等の施設が集積している又は整備計画等がある地区で、各都市の産業の拠点。

⁷ 広域連携軸

広域拠点や地域拠点を連絡する、広域的な人の移動や物流を支える公共交通及び基幹道路等による交通ネットワーク。

⁸ 地域内連携軸

地域拠点と生活拠点を連絡する、地域内の移動を支える公共交通及び県道等による交通ネットワーク。

⁹ ラストワンマイル

主要な交通拠点（鉄道駅、バス停など）から最終目的地（観光施設、宿泊施設など）までの最終区間のこと。

¹⁰ グリーンスローモビリティ

時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス及びその車両の総称。公共交通が不足する地域の移動課題の解決や低炭素型交通の確立が期待されている。

11 デマンド交通

事前予約により運行する輸送サービスで、道路運送法に基づく乗合事業に位置づけられる。路線バスとタクシーの中間的な性格を有し、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。

12 グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

13 流域治水関連法

気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図ることを目的とした「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年5月10日公布、同年11月1日全面施行）。

14 災害レッドゾーン

災害危険区域（建築基準法）、地すべり防止区域（地すべり等防止法）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）及び浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法）を指す。

15 「農」

農林水産業の営み、その営みを通じた生物多様性などの環境保全や洪水防止、水源涵養等の多面的機能により県民の「いのち」と「くらし」を支えるもの。さらには、人々の生活の場である農山漁村とそこに育まれた伝統・文化、豊かで美しい景観など、広く農林水産業・農山漁村を捉えた概念。